

自治体法務(解釈・運用)研修 第2回

～事例研究から解釈・運用能力を高める～

対象者: 一般職員(主任級)で指定する者

希望する主査級、一般職員 *許認可等の実務経験者対象

※受講を指定された職員が含まれておりますのでご希望に添えない場合があります。

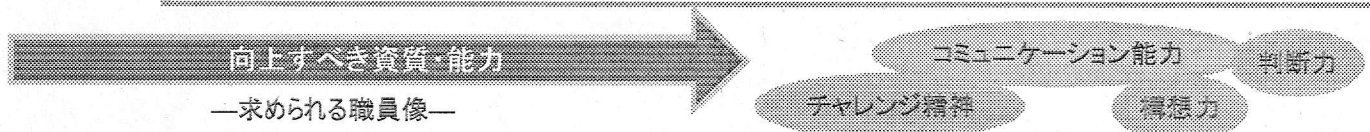
日程 平成23年10月4日(火)～10月5日(水) 2日間

募集締め切り ※定員
8月29日(月) 15名

会場 道庁別館 第1研修室 ◎道・市町村職員 合同研修

研修目標

先進的で特色ある条例制定によって、政策形成に主体的に取り組んでいる事例の研究を通して、基礎的な法的政策形成能力の向上を図る。



日課表及び講師

スキルアップポイント

地方分権の進展に伴い重要性が増す自治体法務を先進事例を素材として、事例研究やグループ討議を行うことで、条例解釈の基礎力を身につけます。



<林 勝美>

一般社団法人日本経営協会講師
(元)国立大学法人熊本大学大学院
法曹養成研究科(法科大学院)教授

中央大学法学部卒。東京都庁へ入庁。総務局法務部法務第一課、民事訟務課、不服審査法務室、法務部副参事(法務担当)及び法務部訟務担当課長。退職後、国立大学法人熊本大学法学部教授就任(地方自治法専攻)。

10月4日(火)

2日間

午前	9:30～	◎ 開講 オリエンテーション ※初日の受付は、9:25までをお願いします。
	9:40～ ～12:00	◆ 自治体法務の位置づけ ◆ 政策法務とは何か ◆ 自治体の事務と法律による行政
午後	13:00～	◆ 伝統的法学の中心的な仕事は「制度の解釈運用」
	～17:00	◆ 地方分権と自治体政策法務の関係 ◆ 地方分権改革と機関委任事務の廃止との関係

10月5日(水)

午前	9:30～	◆ 自治体の自治立法権と条例制定権の限界
	～12:00	◆ 自治体政策法務と自治体立法のあり方 ◆ 自治体立法の必要性の判断とその選択
午後	13:00～	◆ 政策法務能力の向上と組織的対応
	～16:30	◆ 政策法務演習、グループ討議 ◆ 発表、講評
	16:30～	◎ 小テスト・研修報告書作成 閉講

- 1 研修の進め方、内容が変更になることもございますので、ご了承下さい。
- 2 休憩時間は講師が適宜指示します。
- 3 グループ編成がある場合、講師の指示により机の配置等にご協力をお願いします。

平成23年3月25日

林 勝美 先生

社団法人 日本経営協会
北海道本部 道庁事業室

出講依頼書の送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年度にご予定をお願いしております北海道職員研修のご出講の依頼書等ご送付申し上げます。ご査収のうえ、ご日程の確認等何とぞよろしくお願い申し上げます。

- ・「自治体法務（解釈・運用）研修」 9：00～17：00の2日間の研修
10月3日（月）ご移動、
10月4日（火）～5日（水）研修 道庁別館第1研修室

のご予定何とぞよろしくお願い申し上げます。

恐縮ですが、前日の札幌へのご移動よろしくようお願い申し上げます。

同封のプログラムは、予定研修科目等を記載して、研修案内用として事前に作成しているものです。もし、記載の研修科目等について、見直した方がよいとのことでございましたら、ご連絡いただければ幸いです。

ご多忙の中誠に恐縮でございますが、テキスト、資料等のご準備、何とぞよろしくお願い申し上げます。研修日2週～3週くらい前までに印刷原稿をメールあるいは郵送にて頂戴できれば幸いです。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、お手数ですが、ご出講承諾書にご記入の上、返送用封筒にて、ご返送賜れば幸いです。

以上、何とぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

社団法人 日本経営協会 北海道本部 道庁事業室
黒田 憲義 (kuroda noriyoshi)
〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館職員研修センター
TEL. 011-241-7302 (市町村直通) FAX. 011-241-7303
TEL. 011-231-4111 (道庁代表) 内線 22-784